

中小企業向け S B T 認定取得支援事業実施要綱

令和 7 (2025)年 3 月 26 日付け 気対第 392 号

環境森林部長通知

一部改正 令和 8 (2026)年 3 月 30 日

(事業目的)

第 1 条 中小企業向け S B T 認定取得支援事業（以下「本事業」という。）は、補助金を交付することで、県内中小企業者の排出量把握及び削減目標の設定等を支援し、中小企業の脱炭素経営の促進及び県内温室効果ガスの排出の削減を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項に規定する温室効果ガスをいう。
- (2) S B T パリ協定が求める水準と整合した、5 年～15 年先を目標として企業が設定する、温室効果ガス排出削減目標をいう。
- (3) S B T i 企業に対し、どれだけの量の温室効果ガスをいつまでに削減しなければならないのか、科学的知見と整合した目標を設定することを支援・認定している、世界自然保護基金（WWF）、カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト（CDP）、世界資源研究所（WRI）、国連グローバル・コンパクトの 4 者からなる共同組織をいう。
- (4) 中小企業者等 次に掲げる事項のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に準じ、別表 1 に規定する会社及び個人
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項第 1 号から第 9 号までに規定する団体
 - ウ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する法人
 - エ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する法人
 - オ 国立大学法人、公立大学法人及び私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人
 - カ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人であって、中小企業基本法第 2 条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下のもの
 - キ 特別法の規定に基づき設立された協同組合等
 - ク 青色申告を行っている個人事業主
 - ケ その他知事が適当であると認める者
- (5) 事業所 県内に所在する工場又は事務所その他の事業場をいう。
- (6) 受託者 この補助金の申請者である中小企業者等が温室効果ガス排出量削減目標設定等を行うにあたり、委託費用を支払う相手先の事業者をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、別表2のいずれかの要件に適合する者であって、次の各号に掲げる全ての要件に適合するものでなければならない。

(1) 県税の滞納がないこと。

(2) 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第6条の規定に基づき、次のいずれかに該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）

ウ 法人にあっては、役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

(3) 公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められること。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、別表3に定める要件の全てに適合するものとする。

(補助対象経費及び補助額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表4によるものとし、予算の範囲内で交付する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は令和7（2025）年4月1日から施行する。

2 この要綱は令和9（2027）年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和8（2026）年3月30日）

この要綱は令和8（2026）年4月1日から施行する。

別表1 中小企業の要件（第2条関係）

業種	資本金基準	従業員基準
	資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員
① 製造業、建設業、運輸業、その他（ゴム製品製造業除く。）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ 小売業	5千万円以下	50人以下
④ サービス業（以下を除く）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

別表2 交付対象者の要件（第3条関係）

項目	内容
補助金の交付対象者の要件	<p>中小企業向けS B T認定基準に相当する温室効果ガス排出削減目標を設定するもので、以下のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 県内に事業所を有する中小企業者等</p> <p>(2) S B T iの定義する中小企業向けS B T認定の申請要件に該当していること。</p> <p>(3) 本事業の交付対象者として、企業名が公表されること及び本事業により得られた成果等について、栃木県ホームページ等への掲載に同意すること。</p>

別表3 補助対象事業の要件（第4条関係）

<p>(1) 中小企業向けS B T認定取得申請を行い、中小企業向けS B T認定を取得すること。</p> <p>(2) 中小企業の脱炭素経営の促進及び県内温室効果ガスの排出の削減のため、栃木県が行う普及啓発の取組に協力すること。</p>

別表4 補助率及び補助対象経費（第5条関係）

1 補助率

<p>1 / 3</p> <p>栃木県が承認した補助対象経費に、3分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が50万円を超えた場合は、50万円を上限とする。</p> <p>※国、地方公共団体等から補助金の交付を受ける場合は、その金額を除いた額を補助対象経費とする。</p>

2 補助対象経費

区分	概要
委託費	温室効果ガス排出量削減目標設定等を行うに当たり、受託者へ支払う経費
認定取得費用	中小企業向けS B T認定の取得に際し要する申請費用（原則として、令和8年1月9日付、財務省告示第10号による外国貨幣換算率により、1ドルにつき149円として算定する）

